

平成 28 年 4 月 1 日

嘱託職員の出張にかかる旅費の取扱いについて

嘱託職員の出張に伴う旅費に関して格付けを行うに当たっては、当該嘱託職員が課長等に相当する職務に従事している場合には、職員に対する一般社団法人日本木材輸出振興協会旅費規程の別表第 1 の区分の適用に準じて、取り扱うものとする。